

○小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領

平成23年3月31日

22小教体第953号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市スポーツ公園総合体育館（以下「体育館」という。）内における広告掲出に係る事務の取扱いに関し、小牧市広告掲載要綱（平成20年9月2日20小財第541号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲出するために体育館内に設置する看板施設及び動画放映用ディスプレイ並びに体育館内の壁面等に直接貼り付けるシート、フィルムその他これらに類するものをいう。
- (2) 体育館内広告 体育館内に掲出する広告をいう。
- (3) 体育館内広告業務 広告媒体の作成、設置及び撤去、体育館内広告の募集その他体育館内広告の掲出に係る業務をいう。
- (4) 広告取扱者 第8条第1項の規定による決定を受けて体育館内広告業務を行う者をいう。
- (5) 広告主 体育館内広告として掲出する広告を広告取扱者に提供する者をいう。

(体育館内広告の範囲)

第3条 掲出することができる体育館内広告は、要綱第4条第1項各号に該当しないものとする。

(体育館内広告の掲出方法)

第4条 体育館内広告は、次に掲げる方法により掲出するものとする。

- (1) 体育館内に、看板施設を設置して、ポスターその他これに類するものを掲出する方法

- (2) 体育館内に、動画放映用ディスプレイを設置して、広告画像を放映する方法
- (3) 体育館内の壁面等に、広告を印刷したシート、フィルムその他これらに類するものを直接貼り付けて掲出する方法
(広告媒体の設置場所等)

第5条 広告媒体の設置場所、設置数及び設置期間は、別表のとおりとする。

- 2 広告媒体の規格は、別に定めるものとする。
(広告取扱者の募集)

第6条 広告取扱者の募集は、市ホームページ、広報こまき等を活用して行うものとする。
(広告取扱者の申込み)

第7条 広告取扱者の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、次に掲げる要件を備えなければならない。
 - (1) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。
 - (3) 破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (4) 広告取扱者の募集の申込みの開始の日前2年間において、第9条の規定による確認書の履行に当たり、故意に製作を粗雑にし、若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者でないこと又は正当な理由がなく履行しなかった者でないこと。
 - (5) 広告取扱者の申込をした日から広告取扱者の決定の日までの間、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年4月1日施行）に基づく指名停止、小牧市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書（平成19年11月29日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

（広告取扱者の審査及び決定）

第8条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、要綱第6条第1項に規定する小牧市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、その結果に基づき広告取扱者を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その結果について、申込者に対し、通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 市長と広告取扱者は、体育館内広告の掲出に関して契約の締結をするものとする。

（都市公園における行為の許可）

第10条 第8条第2項の通知を受けた者は、毎年度小牧市都市公園条例（昭和50年小牧市条例第21号）第2条第1項に規定する都市公園における行為の許可を受けなければならない。

2 前項の都市公園における行為の許可に係る使用料の額は、別表のとおりとする。

3 第1項の規定により都市公園における行為の許可を受けた者は、市長の指定する期日までに、当該年度分の使用料を一括して納付しなければならない。

（広告掲出料）

第11条 市長は、前条に規定する使用料とは別に広告掲出料を徴収することができるものとする。

2 前項の規定により広告掲出料を徴収する場合における当該広告掲出料

の額は、1,050円以上とする。

(広告媒体の設置)

第12条 広告取扱者は、広告媒体の設置について市長の指示に従わなければならない。

(広告媒体の管理及び保守)

第13条 広告媒体の管理及び保守は、広告取扱者が自己の負担で行わなければならない。

(体育館内広告の募集及び審査)

第14条 広告取扱者は、体育館内広告の広告主の募集に当たり、自らが体育館内広告の募集者であることを明確にするとともに、市が体育館内広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 広告取扱者は、体育館内広告を掲出しようとするときは、当該体育館内広告の広告主及びその内容について、事前に市長に報告し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の報告があったときは、その内容について審査委員会の審査に付するものとする。

4 市長は、前項の審査委員会の審査の結果、体育館内広告の内容が第3条の規定に適合していると認めるときは、当該体育館内広告の掲出について承認し、同条の規定に反していると認めるときは、広告取扱者に対して当該体育館内広告の内容の変更を求めるものとする。

(広告取扱者の責任)

第15条 広告取扱者は、体育館内広告業務に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告取扱者は、体育館内広告業務に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告取扱者の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告取扱者は、体育館内広告業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

(体育館内広告の掲出の停止)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱者に對し、体育館内広告の掲出の停止を命ずることができる。

(1) 第14条第4項の規定による体育館内広告の内容の変更を広告取扱者が行わないとき、又は変更を行っても第3条の規定に反しているとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が体育館内広告を掲出させることは適當でないと認めたとき。

(広告取扱者の決定の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の決定を取り消すことができる。

(1) 広告取扱者が指定された期日までに、使用料及び広告掲出料を納付しないとき。

(2) 広告取扱者が受けた都市公園の行為の許可を取り消したとき。

(3) 前条の規定による体育館内広告の掲出の停止の期間が、1か月を超えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告取扱者が要綱及びこの要領の規定に違反したとき。

(使用料等の還付)

第18条 広告取扱者の責めに帰さない事由により、体育館内広告を掲出することができなくなった場合は、使用料は還付する。

2 前項の規定により還付する使用料の額は、広告媒体を撤去した日の翌日から使用料を納付した使用期間の末日までの分の使用料の額とし、その期間に1月末満の端数があるときは日割計算によって計算する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 第11条第2項の規定により広告掲出料を徴収した場合において、前項の規定により使用料を還付するときは、広告掲出料を合わせて還付するものとする。

4 前項の規定により、還付する広告掲出料の算出は、第2項の規定を準

用する。この場合において、同項中「使用料」とあるのは、「広告掲出料」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により還付する使用料及び広告掲出料には、利子を付さない。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、体育館内広告の掲出に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領第11条第2項及び別表の規定は、平成26年4月分以後の都市公園における行為の許可に係る使用料及び広告掲出料から適用し、同月前分の都市公園における行為の許可に係る使用料及び広告掲出料については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の日以後にする広告掲出で、同日前に第7条第1項の規定による申込みを行う場合は、改正後的小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領様式第1により行うことができる。

附 則 (令和元年31小教ス第802号)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年31小教ス第842号)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後的小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領第11条第2項及び別表の規定は、令和元年10月分以後の都市公園における行為の許可に係る使用料及び広告掲出料から適用し、同月前分の都市公園における行為の許可に係る使用料及び広告掲出料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年2小文ス第1453号)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市温水プール内広告掲出事務取扱要領及び小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市温水プール内広告掲出事務取扱要領及び小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年4小文ス第1725号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙（様式第1に限る。）は、改正後の小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和7年7小文ス第1775号）

- 1 この要領は、令和7年11月19日から施行する。

別表（第5条、第10条関係）

設置場所	設置数	設置期間	1月につき使用面積1平方メートル当たりの使用料
エントランスホール内柱面	3本以内	3年以内	5,240円

備考 使用面積が1平方メートル未満であるときは、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする